## 地域生活支援拠点等事業　届出短期入所事業所

行政区順に記載

| | |
|---|---|
| 株式会社 アト・みらい　**てらす**<br>浄南町　TEL　22−8800<br><br>定員　3名 | 社会福祉法人　北斗会　**星光園**<br>北原町　TEL　23−3503<br><br>定員　6名 |
| 社会福祉法人　啓友会　**南海寮**<br>本町　TEL　23−3850<br><br>定員　5 名 | 社会福祉法人　啓明会<br>**第二天草学園　短期入所事業**<br>本町　TEL 22-3873<br><br>定員　2名 |
| 社会福祉法人　啓明会<br>**苓山寮　短期入所事業**<br>本町　TEL 22-5339<br><br>定員　1名 | 社会福祉法人　啓明会<br>**天草学園　短期入所事業所**<br>本町　TEL 22-3873<br><br>定員　3名 |
| 社会福祉法人　南星会　**なぎさ寮**<br>深海町　TEL　75−0066<br><br>定員　2名 | 社会福祉法人　弘仁会<br>**障がい者サポートセンターゆうすい**<br>五和町　TEL 32-2355<br><br>定員　2名 |

あなたや家族の

# 「もしも」に備えて

### ～天草市障がい者地域生活支援拠点等事業～

障がいがあっても、安心して自宅で暮らし続けることができるように、ご家族の急病や急な不在など、「もしも」に備えて準備をしておきませんか。

## 「もしも」ってどんな時？

同居家族が、急に不在になることで、一時的に障がいのある方のケアができず、在宅での生活が難しくなる状況をいいます。

具体的には、以下のような場合をいいます。

- 同居家族の急病・入院・死亡
- 同居家族が葬儀への出席等で不在になる場合　など



## どういう人が対象になるの？

以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- 緊急時の受け入れ先として短期入所を利用する方
- 天草市に住所を有し、かつ天草市に居住している65歳未満の方
  介護サービス等に該当しない 65 歳以上の方
- 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを利用可能な障がいを有している方
  ※詳細は市ホームページでご確認ください。
- 日頃、家族と同居している方
- 同居家族の急病、入院、葬儀、死亡もしくはそれに近い状態により、居宅で生活することが困難になることが想定される方

## 手続きの方法

### ① 登録相談

**最寄りの地域障がい相談支援センター**にご相談ください。

| 地域障がい相談支援センター名 | 所在地／電話番号 | 担当地区 |
|---|---|---|
| 天草南地域障がい相談支援センター<br>**ダンデライオン** | 中央新町<br>22−6321 | 本渡南、本渡稜南<br>本町、新和 |
| 天草北地域障がい相談支援センター<br>**ぽらりす** | 北原町<br>070−7664−4846 | 本渡北、佐伊津<br>五和 |
| 天草東地域障がい相談支援センター<br>**リーフ** | 倉岳町<br>52−5677 | 本渡東、御所浦<br>有明、倉岳、栖本 |
| 天草西地域障がい相談支援センター<br>**ラポール** | 河浦町<br>76−1356 | 牛深、天草、河浦 |

### ② 事前登録シートの作成／登録申請

相談支援専門員といっしょに起こり得る緊急時を想定し対策を検討しておきましょう。具体的には、緊急時に利用する短期入所事業所を決め、事前に障がいの状態や必要な支援等を短期入所事業所等と共有しておきましょう。

事前登録シートができたら、市役所福祉課に登録申請書といっしょに提出してください。

### 利用料（1日あたり）　※障がい支援区分によって異なります

| 給付費（基本料金） | 公費負担 | 利用者負担 |
|---|---|---|
| 約10,000~5,000円 | 約 9,000~4,500 円 | 約 1,000 円~500 円 |

※　特例介護給付費は、緊急その他やむを得ない理由で、支給決定前に障がい福祉サービスを利用する場合に支給される給付費です。そのため、一度基本料金分全額をお支払いいただいた後、公費負担分を後日お返しします。また、基本料金とは別に食費や光熱費等も必要です。

## 相談から緊急時の対応まで

